

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化の取り組み －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 44

自社株式の価値や移転の意味と多様性

最近事業承継絡みのセミナーばかりだった私にとって、昨日は久しぶりの異種格闘技でした。札幌商工会議所主催の管理者研修ということで、6 時間もお話してきました。お付き合いいただいた各社の管理職の皆さんお疲れ様でした。

今回は、相続税法が定める非上場会社・取引相場のない株式の価格の出し方について、だいたいの感覚を掴んでもらいたいと思います。

正確には「財産評価基本通達」というもので規定されていますが、これは国会を通して決まったり変えられたりする「法律」ではありません。税法は、法律としての〇〇税法の他に、これを所管する国税庁が発する法に基づく命令（〇〇施行令と〇〇施行規則、政令と省令）があって運用されていますが、通達は実は私達納税者に向けて出されたものではなく、国税庁から各地方国税局や所轄税務署に向けて出された国税関係の内部の統一見解を示すものです。

通達では、時価とは不特定多数当事者間で自由に取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額とした上で、その価額、すなわち時価はこの通達で定めるとしていますから、よほど格別の根拠がない限り私たちは国税の見解に従って、財産の評価を行い問題なく準備や申告納税をしようということになります。

通達で、「類似業種比準価額」と「純資産価額」の二つを定めて、それを大会社、中会社（さらに中を 3 区分）と小会社に分けて適用することにしています。大会社は、類似業種比準価額を原則として、純資産価額といずれか低い方の評価を使います。中会社は、その二つの方法を規模に応じて併用（90:10、75:25、60:40 の 3 通り）して評価します。そして、小会社は純資産価額を原則として、50:50 の併用計算と有利な方を選びます。

併用というのは、「類似業種比準価額」が 30,000 円で「純資産価額」が 80,000 円として、50:50 の割合で併用すると、 $30,000 \times 0.5 + 80,000 \times 0.5$ で 55,000 円になるということです。内部留保の厚い中小企業では、「純資産価額」の方が高い例が多いので、会社の規模区分が上位になるほど有利というケースが多くなります。

会社規模の判定は大まかな業種区分の下で、貸借対照表の総資産額と従業員数、そして年商額で判定することになっています。ちなみに、総資産額 5 億円で従業員数 28 名の建設業で、年商が 8 億円だとすると、この会社は中会社の中で 75:25 となります。前の計算例で行けば、それぞれの価額は変わらなくても評価額は 42,500 円に下がるという計算です。

これで 1,000 株あったら、その差だけで 1.25 億円です。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com